

福岡廣告協会会則

昭和29年10月12日制定
 昭和47年5月25日一部変更
 昭和51年6月16日一部変更
 昭和53年5月29日一部変更
 昭和56年6月1日一部変更
 昭和58年5月27日一部変更
 昭和62年6月1日一部変更
 昭和63年6月1日一部変更
 平成2年6月14日一部変更
 平成5年12月7日一部変更
 平成9年7月31日一部変更
 平成11年6月8日一部変更
 平成14年6月4日一部変更
 平成25年6月4日一部変更

- 第1条 本会は福岡廣告協会と称し、事務局を福岡市におく。
- 第2条 本会は廣告文化の普及向上をはかり産業經濟の發展に寄与するとともに、会員共同の福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ①広告知識の普及と向上をはかるための講演会、講習会、見学等の開催。
 - ②広告倫理化の運動を推進するとともに、広告の社会的信用を高めるために必要な調査、研究。
 - ③消費者の廣告に関する苦情の処理と不良廣告の排除方法等の調査、研究。
 - ④会員相互の連繋と意見の交換のための会報の発行ならびに懇親会等の開催。
 - ⑤内外廣告文化団体との連繋。
 - ⑥その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第4条 本会は廣告に關係を有する事業の關係者または廣告実務の關係者ならびに廣告宣伝に関する學識経験者をもって会員とする。
- 第5条 本会の会員は次の3種とする。
 - ①名譽会員 本会に功労のあった者、または學識経験者の内から理事会の議を経て、会長が推薦する者。
 - ②特別会員 事業主またはそれに準ずる者（別記特別会員内規による）。

- ③正会員 広告宣伝実務の關係者。
- 第6条 本会に加入を希望する者は所定の申込書を提出し常任理事会の承認を得なければならない。なお入会金は10,000円とする。但し1事業社1名分限りとする。
- 第7条 本会の会員が退会しようとするときは、書面をもって届け出なければならない。また本人の死亡、事業の解散ならびに会費を1ヶ年以上納入しないものは退会したとみなす。
 休会しようとするときは、書面をもって届けなければならない。休会日より5年以内に再度入会する場合は入会金免除。5年以上、再入会の届けがないものは退会したとみなす。
- 第8条 本会の会員で、本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会に重大な損害を及ぼした場合は、総会の議を経て除名することができる。
- 第9条 本会に次の役員をおく。
 - 会長（1名）、副会長（2名以内）、理事長（1名）、副理事長（3名以内）、常任理事（若干名）、理事（20名以内）、監事（2名）
- 第10条 会長、副会長、理事および監事は総会に於て、選任し又は解任する。
 - 2. 理事長、副理事長および常任理事は、会長が総会の同意を得て、理事の内より選任し又は解任する。
 - 3. 理事、常任理事の補欠選任については理事会の議を経て決定する。
- 第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
 - 3. 理事長は、会長、副会長を補佐して、会務を掌理し、会長、副会長に事故がある時は、その職務を代行し、会長、副会長欠員のときはその職務を行う。
 - 4. 副理事長は理事長を補佐し、会務を処理する。
 - 5. 常任理事は常任理事会を組織し会長が委任する特別の事項に関する会務を処理する。
 - 6. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
 - 7. 監事は本会の業務並びに会計を監査する。
- 第12条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
 - 2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3. 役員の任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職を行わなければならない。
- 第13条 理事会はその議決を経て本会に顧問、相談役並びに会友を置くことができる。

2. 顧問は、本会の運営に関して会長又は理事長の諮問に答え、意見を述べる。
3. 相談役は、本会の業務の処理に関して会長又は理事長の諮問に答える。
4. 「会友」内規
 ①本会に永く在籍し貢献大なる者で理事会および会友会の推薦を受けた者、
 及び事務局長に従事した者は退会後会友とすることができる。
 ②会友からは通常会費は徴収しない。
 ③会友は会員に準じて待遇する。
 ④会友会は適時に開催する。
- 第14条 総会は会員を以て構成し定期総会および臨時総会とする。
2. 定期総会は毎年6月に開催する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めたときまたは会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
4. 総会の議長は理事長とする。
- 第15条 理事会は理事長、副理事長、常任理事及び理事を以て構成する。
2. 常任理事会は理事長、副理事長および常任理事を以て構成する。
- 第16条 監事は常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第17条 総会は本会則に規定するものほか、次の事項を議決する
 ①収支予算および事業計画の決定。
 ②収支決算報告および事業報告の承認。
 ③会則の変更。
 ④その他本会の運営に関する重要な事項。
2. 常任理事会は、本会則に定めるものほか、次の事項について審議し執行する。
 ①本会の通常業務に関する事項。
 ②会長が特に命じた事項。
 ③理事会に付議すべき事項。
 ④理事会から付託された事項。
 ⑤その他緊急を要する事項。
3. 理事会は本会則に定めるものほか、次の事項について審議し決定する。
 ①総会の議決した事項の執行に関する事項。
 ②総会に付議すべき事項。
 ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- 第18条 常任理事会および理事会は理事長が招集して、議長となる。
- 第19条 総会および理事会を招集するときは、会議の目的たる事項ならびにその内

- 容、日時、場所を記載した文書を1週間前迄に会員または理事会の構成員に対し通知しなければならない。
- 第20条 総会および理事会は構成員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 第21条 総会および理事会の議事は、出席の会員又は構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第22条 やむを得ない事由により、総会および理事会に出席できない会員または構成員は、他の会員または構成員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合は書面をもってしなければならない。
3. 前1. 2. 項の規定の運用については出席したものとみなす。
- 第23条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 ①会議の日時および場所。
 ②出席した会員の数（委任者を含む）。
 ③議決事項。
 ④議事の経過。
2. 議事録には出席した者の内から、その総会で選出された2名の議事録署名人が署名、捺印しなければならない。
- 第24条 本会に次の委員会をおく。
 ①法規倫理、②総務、③事業、④技術、⑤会報、⑥CM研究委員会
2. 委員会は必要に応じて廃止、又は新設することができる。
- 第25条 委員会には委員長1名、幹事若干名をおく。
 委員長は常任理事の内より選任する。
- 第26条 本会の会費は次の通りとする。
 ①特別会員 月額5,500円
 ②正会員 月額4,000円
2. 会費は1年分を前納しなければならない。
- 第27条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日で終わる。
- 第29条 本会則に定めのない事項については理事会の議を経て別に定める。

特別会員内規

- ①地元大手企業・大型小売店など及び県内で発行する新聞、放送は、特別会員を2名以上とする。
 - ②従業員50名以上の事業社は、特別会員1名とする。
 - ③従業員50名未満の事業社は、協会の要望により特別会員1名とする。
- 本区分に関連する特別会員の選定・増員については、理事会の議を経て決定する。

付 則

本改正は、昭和63年6月1日より施行する。

福岡廣告協会慶弔規定

- 第 1 条 会員に慶弔があった場合、この規定による。
- 第 2 条 会員死亡の場合、生花を贈る。
- 第 3 条 会員が叙勲、受賞や、喜寿、傘寿、米寿を迎えた場合、別途協議の上、祝い品をおくる。なお、賀寿については年賀会の席上で行う。
- 第 4 条 弔電、祝電は事務局の判断のうえ会長名で行う。
上記規定にない場合、前例に鑑み事務局で判断する。また総務委員会で別途協議することもある。



慶弔規定内規

第2条については会費の5ヵ月分程度、第3条叙勲の場合は会費の10ヵ月分程度とする。